

1. 農道保全対策の手引きの役割

○ 農道保全対策の手引き（以下「手引き」という。）は、農道の適切な保全対策を推進するため、保全対策の実務に必要なとなる基本的事項を取りまとめたものであり、農道管理者や関係行政機関が地域の実情に応じて参考として利用してもらうことを目的としている。

- ・ 本手引きにおける農道とは、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）に基づく農用地総合整備事業^{※1}、特定中山間保全整備事業^{※2}、ふるさと農道緊急整備事業^{※3}又は地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき造成され、農道として管理されている幅員 1.8m 以上の道路をいう。
- ・ 農道の管理延長は 17 万 km を超え、農道を構成している橋梁、トンネル、舗装などの構造物（以下「これらの構造物」という。）の経年的な劣化も進行している。予算的な制約もある中で、農道の機能を適切に維持するためには、損傷が深刻化してから対策を行う従来の事後保全から、点検に基づき損傷が軽微な段階から対策を検討し、保全対策費用の最小化と平準化を図りながら、これらの構造物の保全対策を計画的、効率的に実施する予防保全へ転換を図る必要がある。
- ・ 政府全体においては、インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）^{（注1）}（以下「基本計画」という。）及び国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日）^{（注2）}、農林水産省農村振興局においては、インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和 3 年 3 月 31 日）^{（注3）}（以下「行動計画」という。）を定め、各インフラの点検診断、修繕、更新などのメンテナンスサイクルを構築することとされ、更に、令和 3 年 3 月に閣議決定された新たな土地改良長期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）^{（注4）}において、「農道・集落道の再編・強靱化等の農村生活を支えるインフラを確保するための取組」を推進していくこととしており、個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手を進めることとしている。

（注 1）内閣官房ホームページ：http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/

（注 2）内閣官房ホームページ：

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

（注 3）農林水産省ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/infura.html>

（注 4）農林水産省ホームページ：

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/h28_choukei.html

（※上記 URL の参照年月日は、いずれも令和 3 年 4 月 1 日）

- このため、本手引きは、これらの構造物の保全対策の業務にあたっての執務参考資料として利用してもらうことを目的に、既存の指針等を参考として、基本的な考え方と実施手順を取りまとめたものである。
- この保全対策の取組を推進するためには、日常管理を行っている農道管理者や関係行政機関が、基本的な考え方や対策の実施方法の枠組みを共有しつつ、連携・協力して取り組むことが重要である。

実際の農道保全対策にあたっては、次の事項を考慮して実施することが必要である。

- ① 地域の環境条件や社会的条件、予算的制約等を考慮し、地域の実情に合わせて取り組む。
 - ② 関連する土地改良施設や道路法上の道路など、他の公共施設の維持管理の水準や保全対策の考え方との整合性を図りながら合理的、効率的に実施する。
 - ③ 損傷状況等によっては高度な技術や専門的な知識を必要とすることから、適宜有識者やコンサルタント等の専門技術者の活用を図る。
- なお、農林水産省では、農道管理者や関係行政機関の農道施設のメンテナンスサイクルの確立に向けた取組を補助事業や交付金で支援しており、令和3年4月現在、表－1の制度の活用が可能である。

※1 農用地総合整備事業については平成24年度で廃止。

※2 特定中山間保全整備事業については平成25年度で廃止。

※3 ふるさと農道緊急整備事業については平成24年度で廃止。

【表－１ 既設農道の点検診断、更新整備が可能な事業（１／２）】

令和3年4月

事業名	農山漁村地域整備交付金 沖縄振興公共投資交付金	地方創生整備推進交付金	農村整備事業	公共施設等の通正管理推進事業債 (総務省所管)
型名等	農地整備事業(通作条件整備(保全対策型))	地方創生道整備推進交付金(広域農道) ※保全対策	計画策定等事業 点検・診断・計画策定 農道・集落道整備事業 更新整備等	長寿命化事業
実施内容	既設農道の点検診断、更新整備等	既設広域農道の点検診断、更新整備等	既設農道及び集落道の点検診断、更新 整備、撤去等	農道の改修
農道区分	①農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線 ②地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線 ③地域再生法に基づき農道として造成された路線	①農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線 ②地域再生法に基づき農道として造成された路線	①農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線 ②地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線 ③地域再生法に基づき農道として造成された路線 ④主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供する集落道	①農林水産省が定める管理方針(インフラ長寿命化計画等)を踏まえて実施される事業であること。 ②点検を踏まえて効果的に実施されることが個別施設計画(長寿命化計画)において明示された事業であること。
実施要件	①受益面積50ha以上 ②事業費300万円以上 ※点検診断のみを行う場合はこの限りでない。 ③個別施設計画が策定されていること。	①地域再生計画の認定をうけたもの ②実施要件を満たすもの (認定基準) ○2種類以上の施設整備が行われること ○地域再生に係る目標が設定されていること (実施要件) ○受益面積50ha以上 ○事業費300万円以上 ※点検診断のみを行うものについてはこの限りではない。	個別施設計画が策定されており、次のいずれかに該当するもの ①受益面積50ha未満 ②総事業費3千万円未満(国庫補助事業の要件を満たさない規模) ※前提として公共施設等総合管理計画に農道が位置付けられていること	個別施設計画が策定されており、次のいずれかに該当するもの ①受益面積50ha未満 ②総事業費3千万円未満(国庫補助事業の要件を満たさない規模) ※前提として公共施設等総合管理計画に農道が位置付けられていること
個別施設計画の策定	○ (農道保全対策計画)	○ (農道保全対策計画)	○ (農道保全対策計画)	○ (農道保全対策計画)
事業主体	都道府県、市町村	都道府県、市町村	都道府県、市町村、土地改良区等	都道府県、市町村
交付率 (補助率)	50%等	50%	50% (ただし、点検・診断・計画策定は定額)	充当率90% 交付税措置率30～50%(財政力指数に応じて)

※詳細については、各事業制度の実施要綱・要領等を参照。

【表－１ 既設農道の点検診断、更新整備が可能な事業（２／２）】

令和3年4月

事業名	農村地域防災減災事業		
型名等	調査計画事業(耐震性点検・耐震化対策整備計画策定)	農業用河川工作物等応急対策事業	地域防災機能増進事業(農道防災対策工事)
実施内容	既設農道(橋梁、トンネル等)の耐震性点検・整備計画策定	①農業用河川工作物(橋梁等)の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備 ②農業用道路横断工作物の耐震補強整備	既設農道(橋りょう、トンネル、擁壁等)の耐震化整備や災害発生時の防止が必要な危険箇所等の整備
農道区分	次のいずれかの地域 ①地震防災対策強化地域 ②南海トラフ地震防災対策推進地域 ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ④過去に大規模地震が発生したことのある地域、又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域 ⑤地域防災計画において避難路等に指定されている農道	1 農業用河川工作物応急対策事業 (1)工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの (2)工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業 地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの(高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。)	【対象施設】 対象毎に次のいずれかに該当 1)耐震化対策 ①災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設 ②地域防災計画において避難路等に指定又は隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ③地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 ④地震による被害が生じた場合に農地10ha以上に影響を与える施設 2)防災対策 上記①又は②に該当 ※要領別紙6第5 4参照 【対象地域】 耐震化対策を行うものにあつては、左記調査計画事業の対象地域における①～④又は「⑥市都直下地震緊急対策区域」のいずれかに該当
実施要件		(1)大規模事業(農業用河川工作物応急対策事業に限る) 総事業費がおおむね1億円以上 (2)小規模事業 総事業費おおむね800万円以上	(1)大規模事業 ①防災受益面積400ha以上 (2)小規模事業 次のいずれかに該当 ①総事業費おおむね800万円以上 ②防災受益面積おおむね30ha以上 ※耐震化対策を行う場合は、耐震化対策整備計画が策定されていること
個別施設計画の策定	×	×	×
事業主体	都道府県、市町村、土地改良区等	都道府県又は団体 ※大規模事業にあつては、都道府県に限る	都道府県、市町村
交付率(補助率)	50%	大規模:55%等 その他:50%等	50%等

※詳細については、各事業制度の実施要綱・要領等を参照。